

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、令和元年台風第 19 号で被災された世帯で、被災したことにより当座の生活費が必要な世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき原則 10 万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は 20 万円とします。
 - (1)世帯員に被災による死亡者がいる場合
 - (2)世帯員に要介護者がいる場合
 - (3)4人以上の世帯である場合
 - (4)その他、被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に長野県社会福祉協議会長が認めるとき
- 4 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
- 5 今回の災害に起因しない理由による借り入れはできません。
- 6 申込みは借り入れを希望する本人が申込手続きを行うこととなります。原則、本人以外の代理申込は受付できません。
- 7 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証や健康保険証、住民票などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要となります（本人の住所・氏名・生年月日を確認するため、複数の書類での確認が必要となることもあります）。このほか、本人印鑑及び振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカードが必要となります。
※身分証明書等をお持ちでない場合は、改めてご準備のうえ申込手続きにお越しく下さい。
- 8 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 9 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。また、申込書記載の連絡先、住所地の自治体及び避難先の自治体等に確認することがあります。
- 10 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくこととなります。

11 生活保護受給世帯の場合、福祉事務所に予め相談し、借入申込が認められていることが前提となります。福祉事務所に事前相談もなく貸付を受けた場合、貸付金が全額収入認定されますので、必ず事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

12 申込受付後、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。審査結果について書面での通知は行いません。貸付決定の場合、貸付金の送金の事実をもって決定通知に代えさせていただきます。また、貸付不承認の場合、提出された借用書は県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。

13 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。申込日から金融機関の営業日で5日程度かかりますので、ご了承ください。なお、ネット銀行口座への振込みはできません。また、10日以上経過しても送金がない場合は貸付不承認となったものとご理解ください。

14 返済について、据置期間は12か月、償還（返済）期間は24か月となります。生活が落ちつき、本人の希望により早めの償還、または一括償還等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。

【参考】償還期間24か月の場合の返済月額

借入金額 10万円の場合・・・月額 4,160円(最終回は 4,320円)

借入金額 20万円の場合・・・月額 8,330円(最終回は 8,410円)

15 無利子による貸付けですが、償還期間経過後は残元金に対して延滞利子（年利5%）が発生します。

16 資金を借り受けた者は、貸付を受けてから3か月経過後に「住居報告書」により住所の変更の有無を報告していただきます。また、その後も借入期間中、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。

17 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

18 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野市若里 7-1-7

TEL026-226-2036 FAX026-291-5180